

山口県

概要版

動物愛護管理推進計画

第二次改定版



令和3年（2021年）3月

山 口 県

山口県動物愛護管理推進計画（第二次改定版）について

1 計画改定の趣旨

人と動物を取り巻く環境の変化や国の制度改正等に的確に対応するとともに、動物愛護管理に対する県民意識調査やこれまでの取組状況・課題を踏まえ、山口県動物愛護管理推進計画の必要な見直し（第二次改定）を行うこととしました。

2 計画期間

令和3年4月1日～令和13年3月31日（10年間）

3 計画改定の背景

（1）動物の愛護及び管理に関する法律の改正

＜主な改正内容＞

- 動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化
- 第一種動物取扱業による適正飼養の促進等
- 動物の適正飼養のための規制の強化
- マイクロチップの装着の義務付け



（2）動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）の改正

＜追加された主な内容＞

- 社会規範（動物の愛護及び管理に関する考え方）や行為規範（動物の取扱い）に関して、幅広い関係主体の参画により検討すること
- 令和12年度の全国の犬猫の殺処分数を、平成30年度比50%減となる概ね2万頭を目指すこと
- 地域の実情に応じた殺処分と譲渡の考え方を整理し、普及啓発等の取組を推進すること
- 不適切な飼養に対応するため、福祉部局等との連携を強化すること
- ペットの一時預かりやペット連れ避難等での対応が適切に行われるよう、必要な体制整備を推進すること

（3）本県の現状

○犬猫の引取り数

[犬] H24： 375頭 → R1： 53頭（85.9%削減）

[猫] H24： 4,114匹 → R1： 2,386匹（42.0%削減）

○犬猫の殺処分数

[犬] H24： 1,355頭 → R1： 78頭（94.2%削減）

[猫] H24： 4,030匹 → R1： 1,024匹（74.6%削減）

○動物による迷惑を感じたことのある人の割合

H24： 60.7% → H30： 55.7%

○動物愛護推進員委嘱数

H24： 78人 → R1： 140人

○県民が県に望む取組

・飼主への規制・指導の強化 H24： 64.3% → H30： 61.3%

・動物愛護管理に関する広報 H24： 34.4% → H30： 32.8%

4 施策の展開

動物の愛護及び管理に関する法律や基本指針の改正、本県の現状を踏まえ、新たな施策に取り組むとともに、これまでの施策を拡充・強化します。

1 動物の適正飼養

- (1) 犬猫の引取り数及び殺処分数の削減
 - ・終生飼養や繁殖制限措置等の普及啓発、新たな飼主探し支援 等
- (2) 適正飼養についての周知徹底
 - ・しつけ方教室等の開催、各種広報媒体を活用した積極的な情報発信 等
- (3) 所有者明示措置の推進
 - ・マイクロチップ等による所有者明示措置の普及啓発 等

2 周辺生活環境の保全

- (1) 周辺生活環境の保全の推進
 - ・所有者のいない犬や猫（管理者のいない猫を含む。）に無責任な餌やりをしている者に対する指導 等
- (2) 地域猫活動の推進等
 - ・地域猫活動の支援者の養成、市町と連携した不妊去勢措置の推進 等
- (3) 多頭飼育問題等への解決に向けた福祉部局等との連携
 - ・福祉部局等と連携した指導・助言、警察等と連携した遺棄・虐待への対応 等

3 県民と動物の安全確保

- (1) 動物による危害の防止
 - ・犬の係留の徹底、咬傷事故等危害の未然防止、野犬捕獲の強化 等
- (2) 動物由来感染症対策の推進
 - ・病原体保有状況等の調査の実施、家畜衛生対策の徹底 等
- (3) 災害時における対策
 - ・被災動物の救護等に係る体制整備と普及啓発、特定動物の逸走防止対策の徹底 等

4 動物の適正な取扱い

- (1) 動物取扱業の適正化
 - ・動物取扱業者に対する定期的な立入検査 等
- (2) 産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導
 - ・動物福祉に配慮した動物の取扱いに係る周知 等



5 動物愛護管理の普及啓発と多様な主体との相互理解の醸成

- (1) 学校や福祉施設等と連携した取組の推進
 - ・動物ふれあい会等の開催による動物愛護教育の推進 等
- (2) 地域における活動の推進
 - ・動物愛護推進員の養成と活動の充実、動物愛護団体等と連携した適正飼養の普及啓発 等
- (3) 幅広い関係主体の参画を通じた相互理解の醸成
 - ・幅広い関係主体が参画する協議会の設置、協議会での行為規範等の検討 等

5 計画の進行管理・見直し

幅広い関係主体が参画する協議会を設置し、本計画に基づく施策の進捗状況を定期的に評価するとともに、課題の整理を行い、県民の意識や実態を的確に把握し、取組内容等の点検を行った上で、施策を展開します。

なお、本計画は、社会情勢の変化に適時的確に対応するため、令和7年度を目途に見直しを行います。

取 組 目 標

計画に基づく施策を着実に推進するため、現行計画の取組状況等を踏まえ、取組目標の見直しを行いました。

指 標	基準値(R1)	目標値(R12)
犬の引取り数	53 頭	減らす
猫の引取り数	2,386 匹	700 匹以下
犬の殺処分数	78 頭	減らす
猫の殺処分数	1,024 匹	500 匹以下
犬猫の所有者明示の実施率 ^{※1}	21.7% (H30 調査)	50%以上
動物飼育により迷惑を感じている人の割合 ^{※1}	55.7% (H30 調査)	50%以下
地域猫活動の支援者 ^{※2} 養成数（累計）	0 人	100 人
犬による咬傷事故件数	64 件	減らす
第一種動物取扱業者に対する立入検査実施率	53.8%	100%
動物愛護団体と連携した適正飼養普及啓発の実施件数（年間）	2 件	10 件

※1：県民意識調査結果

※2：県が行う養成講習を受講し、支援者として登録された者

お 問 い 合 わ せ 先

山口県環境生活部生活衛生課食の安心・安全推進班
〒753-8501 山口市滝町1-1
TEL 083-933-2974 FAX 083-933-3079
e-mail a15300@pref.yamaguchi.lg.jp